

成果目標1 『福祉施設入所者の地域生活への移行』	
数値目標① 福祉施設から地域生活への移行について	
No.1	回答
施設から地域生活に移行していくためには、地域での受け皿、例えばグループホームなどが増えていくこともですが、最も大事な要素として相談支援があると思います。 対象となる個人については施設の支援者も入って考えられると思いますが、核となるのは、本人、家族、そして計画相談を受け持つ相談支援員です。昨年度、3件のグループホームが新規開設され、地域生活の可能性が増えたことは大いに評価されるべきことだと思います。相談支援についても12人の地域移行の実績値があることも相談支援者の努力として評価されます。 しかし、4施設ある入所施設のうち、知的重度の利用者の多い事業者については、核となるべき相談支援事業を縮小してしまったことを市として憂慮し、方策を至急取るべきだと思います。	相談支援事業の縮小について、新しい事業所への引継ぎが必要な場合は、元の相談支援事業所が調整することが原則です。しかし、ご意見のとおり、相談支援事業所間の調整が難しい場合については、相談支援事業所と常時、連絡体制を構築している加古川市基幹相談支援センターや市が連携し調整等を行う必要があると認識しております。
No.2	回答
【実施状況】のところ ・「本人の状況及び障害支援区分を把握し・・・」とありますが、区分3より軽く地域生活移行が見込める方はどのくらいだと把握されていますか？ ・「国費及び県費の補助事業を活用した事業所・・・入居者・・・」とはどのような事業ですか？グループホームとその入居者のことでしょうか？	【実施状況】のところ ・今後の地域移行の見込みは、施設入所訓練の3人(知的障がい者1人、精神障がい者2人)となっております。 ・社会福祉法人等が障害福祉施設や介護施設を整備するにあたり、その整備費用の1/2を国、1/4を県が補助する事業です。当補助金を活用し、令和元年度に1件、令和2年度中に1件のグループホームが新設されます。
No.3	回答
地域移行の可能性をどのような視点で検討されているか教えていただきたい。	近年、グループホームが増えている中で、令和2年4月に日中支援型グループホームが市内に設置されております。また、令和2年9月には医療支援型グループホームが設置予定となっており、地域移行の多様な可能性に繋がると考えております。

成果目標1 『福祉施設入所者の地域生活への移行』	
数値目標② 施設入所者数の削減について	
No.1	回答
<p>入所者数の削減については、入所希望者が多いという点からも難しいことが予想されますが、それも地域での居場所作りと相談支援、特に本人の意思決定を大切にするという相談支援者のスキルアップに託されていると思います。</p> <p>市として相談支援者の養成、拡充、研修によるスキルアップを常に重要事項として、施策の中に位置づけるべきです。</p> <p>よって、市評価 A となっていますが、数値だけでは見えない、一事業所の状況を考慮に入れると、私はAとは言い難く、ましてや相談支援事業を縮小した事業者の利用者にとっては、またゼロ地点に戻り、全く進んでないと言っても過言でない、利用者に代わり代弁したいと思います。</p>	<p>相談支援者の養成、拡充、研修によるスキルアップとしては、加古川市基幹相談支援センターにおいて、市内の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言を行っております。具体的には令和元年度は、10事業所(18名)に対して、計画相談の作成に係る疑問点等アドバイスを実施しました。また、相談支援ネットワーク会議(相談支援専門部会)を毎月(12回)開催することで、情報共有やより良い支援のための相互アドバイスが出来る場を提供しております。</p> <p>また、相談支援事業を縮小した事業所の支援について、新しい相談支援事業所への引継ぎに関しては、元の相談支援事業所が調整することが原則です。しかし、ご意見のとおり、調整が難しい場合については、相談支援事業所と常時、連絡体制を構築している加古川市基幹相談支援センターや市が連携し調整等を行う必要があると認識しております。</p>
No.2	回答
<p>【実施状況】のところ</p> <p>・「入所希望者が多控えている」とは、家族ケアの限界から入所を希望される方ということでしょうか？</p> <p>【市評価】のところ</p> <p>・「新たな入居者により目標値を下回っている・・・①の課題に取り組む」とありますが、入所者数が減らない理由の一つは、「施設から地域へ」が進まないことに加えて「地域から施設へ」の逆の流れが止まらないから(親亡き後の入所施設)だと思います。「親がケアできなくなっても、地域で暮らし続けるための支援」をどのように進めていくご予定ですか？ここはとても大事だと思っています。</p>	<p>【実施状況】のところ</p> <p>希望される理由は様々あり、例を挙げると、両親の体調面や親亡き後のこと、障害特性上によるケアの限界等があります。</p> <p>【市評価】のところ</p> <p>地域移行先として、新たな日中支援型グループホームの整備が必要と考えております。</p>
No.3	回答
<p>・地域移行の一方で、新規開設による新たな入居者が見込めるということについて、全体システムとしてどういうニーズと理解すればよいか。</p> <p>・地域移行を支える支援サービスについての課題はないか。</p>	<p>現時点での新規開設事業所の多くは、知的障がい者や精神障がい者を対象としていることもあり、全体のニーズを補えていないと感じております。</p> <p>そこで身体障がい者を対象とした「医療支援型」や重度の知的障がい者を対象とした日中支援型サービス(共同生活援助)充実が課題と感じております。</p>

第1回加古川市障害者施策推進協議会
意見回答票

【資料1】

成果目標2 『精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築』		
No.1		回答
	<p>状況を大まかにしか捉えていないため、確信を持って言えませんが、精神障害者の家族で構成される団体も解散したと聞いている今、ピアサポーターの育成は急務であると感じます。</p> <p>その中でのピアサポーターの交流会が年1回、支援者会議が年1回とは、あまりに少なすぎると感じています。支援者を中心にピアサポーターを増やし、交流会が月1回程度行われていくよう、進めていただきたいと強く思います。</p>	<p>ピアサポーターの交流会（令和元年度は2回実施）については、当事者の心身等の負担を考慮して実施されておりましたが、令和2年2月から加古川健康福祉事務所にて、ピアサポーター交流会（自主運営）を毎月1回開催していると伺っております。</p> <p>なお、支援者会議の開催については、開催回数や開催内容等、加古川健康福祉事務所と積極的に検討していければと考えております。</p>
No.2		回答
	<p>【市評価】のところ</p> <p>・「ピアサポーター自体の数は十分ではない」とありますが、何人くらいですか？ピアサポーターを養成するためにどのような取り組みをされていますか？「健康福祉事務所と連携」とありますが、具体的にどのような連携をされていますか？</p>	<p>市として、明確な登録制度等は設けておりませんが、ピアサポーターとしての趣旨に賛同し協力していただいている方が約7名います。令和元年度のピアサポーターの普及啓発に係る事業において、計3回兵庫大学エクステンション・カレッジで、医療機関、地域の支援者、学生等を対象として、ピアサポーターについての理解を深めるため、グループディスカッション等を行いました。当事者としての延べ参加者数は合計18名でした。</p> <p>ピアサポーターの活用については、各関係機関で共通の目標を持って進めていく必要があるため、各会議（ピアサポーター交流会等）に積極的に参加し、情報共有を行いました。また、圏域で協議することについての必要性について議論しました。</p>

第1回加古川市障害者施策推進協議会
意見回答票

【資料1】

No.3		回答
	<p>「くらし専門部会」では、「精神障害への理解を地域で深めていくための取り組みについて検討を行った。」とありますが、どのような内容であったのか教えてください。</p> <p>参加していないものですから。精神障害の理解を地域で深めていくことは大変難しいことと考えますが、どのような対応をされているのですか。</p>	<p>実際に精神障害をお持ちのピアサポーターの方々からお話を聴く講演会や、精神障害への理解を深めるために映画の上映会などの開催が意見として挙がっております。地域の方々に関心や理解を示していただけることが必要であると感じており、今後も検討を重ねていきます。</p>
No.4		回答
	<p>・ピアサポーターについての実施は“参加”にとどまっております目標とされている協議の場の設置としてはどのように計画されていますか。</p> <p>・ピアサポーターの数への対応として、市としての具体的な取り組みについてお示しいただきたい。</p>	<p>保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置については、近隣市町も同様に課題となっていることから、健康福祉事務所を中心として連携しながら進めて参りたいと考えております。ピアサポーターの普及啓発に係る事業を引き続き実施することで、幅広く市民の方にピアサポーターについての認知度を高めていきたいと考えております。</p>
No.5		回答
	<p>・精神障害者に限らず、ピアサポーター・ピアカウンセリングの役割は重要であり、当事者(団体)への呼びかけ、退所(院)者の組織化や家族会・育成会との連携、施設・事業所との連携による活動の充実に向けた取り組みが望まれる。</p>	<p>貴重なご意見として、参考にさせていただきます。</p>

成果目標3 『地域生活支援拠点等の整備』		
No.1		回答
	<p>地域生活支援拠点の整備は、私たち当事者の最も丁寧に進めていただきたいところです。加古川市は面的整備ということで、相談機能については基幹相談支援センターに一任していますが、福祉サービス利用者には必ず計画相談を行う相談支援専門員がついています。何か困った状況になった時、相談員は頼りになる存在です。なので、相談支援事業所が先ずはきちんと支援が行われていることが前提で、困難な事例や一般相談などに基幹が対応すると、私は思っています。1のところで述べたように、入所施設が抱える大きな相談支援事業所が人材不足で相談支援を縮小するという状況に対して、元利用者の次の場所探しは誰がするのでしょうか。また、短期入所の場にも十分でないことは明らかです。実感として整備が進んでいることが、感じられないのです。現状把握に努め、現状を改善しつつ目標に近づけないと、積み残しに目を閉じたままでは、達成したことがいくつかあっても、順調に進んでいるとは思えません。</p>	<p>相談支援事業を縮小した事業所から新しい事業所への引継ぎに関しては、元の相談支援事業所が調整することが原則です。しかし、ご意見のとおり、調整が難しい場合については、相談支援事業所と常時、連絡体制を構築している加古川市基幹相談支援センターや市が連携し調整等を行う必要があると認識しております。</p> <p>短期入所の場の状況としましては、既存の4事業所に加え、令和2年度において、国庫・県事業を活用して市内に短期入所併設の新規事業所(日中支援型グループホーム)が開設されました。また、令和2年9月においても、同様に短期入所併設の日中支援型グループホーム(医療支援型)が開設予定とされています。短期入所のニーズ把握に関しては、第6期障害福祉計画策定に係るアンケート調査にて行っていきたいと考えております。今後もより一層の整備を行い、拠点機能の充実を図っていきます。</p>
No.2		回答
	<p>・加古川市では「面的整備型」を取っておられますが、5つの機能を分担する複数の機関が一体的に動くこと、ネットワークとしてしっかり連携することが大切であり、それができて初めて「拠点」として機能していると言えると思います。5つの機能をそれぞれに確保することに加えて、それを「拠点」として統括する働きはどこが担っていますか?「一体的に動く」ためにどのような取り組み・工夫をされていますか?</p>	<p>拠点として統括する働きは、地域生活支援拠点等コーディネート業務として、加古川市基幹相談支援センターが担っています。なお、センターのみではなく、引き続き関係機関と連携することで、地域生活支援拠点の機能を発揮していきます。</p> <p>「一体的に動く」ための、取り組みとして、日頃からの情報共有や定期的開催される障がい者自立支援協議会の各部会等での情報周知を行っています。</p>

第1回加古川市障害者施策推進協議会
意見回答票

【資料1】

No.3		回答
	<p>・サービスの充実は大変ですが、過剰サービスについてのチェックをどのようにされていますか。</p>	<p>地域生活支援拠点の整備の観点においては、社会資源は不足しており、まだまだサービスの充実が必要であると考えております。令和3年度以降についても、地域生活支援拠点の機能充実を目指し、引き続きハード面の整備促進のため市単独の補助事業を実施予定です。サービスの適正量につきましては、利用者等の意見を参考にしながら、加古川市に必要な補助事業の実施の有無を見極めたいと考えております。</p> <p>障害福祉サービス全般に言えることですが、過剰サービスのチェックについて、個々のサービスの調整は、計画相談支援専門員が個々の障害特性を精査したうえで、サービス等利用計画(案)を作成します。市は計画(案)を市の支給決定基準に照らし合わせ、その支給量が妥当なものかどうかを判断し、支給決定をしています。また、介護給付(家事援助等の居宅サービス)を利用する場合は、市の附属機関である自立支援給付審査会において、障害支援区分を審査し、個々の障害度合を判定しています。</p>
No.4		回答
	<p>・拠点整備は、人口規模からみた評価が必要であり、市内全域を1つの面的整備型で担えるか否か、担えない場合は(地域包括支援センターと同様に)市内のエリア別に整備していくのかについての検討が望ましい。いずれにしても、これが機能していけば(させていけば)、先の地域生活移行をはじめ、親亡き後を見据えた支援など、多方面で地域の中核を担うことができると思われる。</p> <p>・日常生活支援のエリア(狭い)と就労支援や短期入所支援のエリア(広域・市を超える区域)は異なるので、重層的なエリア設定と拠点間連携はとても重要であると思われる。</p>	<p>本市は市内での面的整備型で拠点整備を目指しておりますが、重層的なエリア設定と拠点間連携という視点は、今後も地域生活支援拠点機能の充実を図っていく中での重要であると感じております。貴重なご意見として、参考にさせていただきます。</p>

成果目標4 『福祉施設から一般就労への移行等』		
数値目標① 福祉施設から一般就労への移行者数の増加について		
No.1		回答
<p>加古川には先駆者的な施設があることで、就労に関しては他所に比べて抜き出した実績値になっているのではないのでしょうか。それは大いに評価されることだと思います。</p> <p>個々の得意分野を見つけ出し、活かせる仕事につくことを可能にする、そのことを皆の意識の中に植え付けていることで、後から入る後輩にも繋げていっている、その良い循環を大事にしていることが感じられます。</p>		-
No.2		回答
<p>【実績値】のところ ・「58人」とありますが、障害種別の人数はわかりますか？障害の違いによって、一般就労への移行の難しさに違いがあるとすれば、何か障害種別ごとの異なる方策や工夫をされていますか？</p>		福祉施設から一般就労移行した方の障害種別ごとの内訳は、身体障がい者が3人、知的障がい者が20人、精神障がい者が35人です。障害種別ごとの異なる方策や工夫については、一般就労への移行までには、就労継続支援事業所や就労移行支援事業所へ通所し、一般就労へつなげていく形が主な流れとなっており、その通所事業所において、障害種別や個々の特性を反映させた個別支援計画の作成のうえサービス提供することとなっております。
No.3		回答
移行者数の増加数字について、精神障がい者の数を教えてください。		精神障がい者は35人です。
No.4		回答
<p>(以下は①～④全般に関して)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の民間企業等の実雇用率の把握が可能ならば、当該データをもとに、商工会議所等と協議を重ね、「受け手」側の理解促進が今後は重要かと思われる。「送り手」側の充実は評価できるが、受け手側の理解が進まないと、どこかで頭打ちになりかねない。 ・ 事業所の偏在や実績別に見た事業所の偏在はないか。海岸線の事業所の活動状況はどうだろうか。 		-

成果目標4 『福祉施設から一般就労への移行等』		
数値目標② 就労移行支援の利用者数の増加について		
No.1		回答
	就労移行支援の事業所も増えているので、今後も利用者は増えていくと思います。	-
No.2		回答
	【実績値】のところ ・「55人」とありますが、障害種別の人数はわかりますか？障害の違いによって、就労移行支援の利用に違いがありますか？障害種別・特性に合った就労移行支援のプログラムや支援方法で工夫しておられることがありますか？	就労移行支援利用者数55人における障害種別ごとの内訳は、身体障がい者5人(うち難病1人)、知的障がい者29人、精神障がい者21人です。 利用に関してですが、障害種別に関係なく、市内外の事業所へ通所されています。 利用前に事前の相談があった場合には、特性や個々が求めるスキルアップの可能な事業所をいくつか紹介しています。
成果目標4 『福祉施設から一般就労への移行等』		
数値目標③ 就労移行支援事業所の就労移行率の向上について		
No.1		回答
	「成果目標④:福祉施設から一般就労への移行等」については、目標を十分にクリアしていて評価できると思います。どのような工夫が有効であったのか、単に数値目標を数字としてクリアするだけでなく、さらに量的・質的に目標を上回る成果を上げるために、「どのような取り組みが有効だったのか」を検証して頂けると、次へのステップの参考になると思います。	-

成果目標4 『福祉施設から一般就労への移行等』		
数値目標④ 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率の向上について		
No.1		回答
	就労移行支援の職員がたまに職場を訪れ仕事の様子を見たり、またジョブコーチが付いたりして、定着が進んでいることは、嬉しいことです。職場の人たちに理解してもらうことが、まず大きな壁であるので、その部分の支援がうまくいくことや、また仕事の要領をわかりやすく教えてもらうことで、定着がより一層進んでほしいと強く願います。	-
No.2		回答
	これは国の指針によるものだと思いますが、「職場定着率の指標」を1年後とすることには少し問題を感じます。一般的に「1年続いたら○」と考えるでしょうか？もう少し別の指標もあってもよいのではないかと思います。1年後の定着率が80%というのは、確かにこれまでの障害者就労の実情から考えると「定着率がよい」と言えると思いますが、言い換えれば5人に1人は1年以内に辞めているということです。「1年後の定着率を上げる」と、「3年後」「5年後」といったより長期的な視点での定着率についても、実態を把握していく必要があると思います。	貴重なご意見として、参考にさせていただきます。
No.3		回答
	10人のうち8人が1年後も職場定着とありますが、精神の方はいますか。精神の方は就職はするけれども、続かないといわれています。職場での対応はいかがですか。合理的な配慮が難しいと思いますが。	8人のうち、知的障がい者が3人、精神障がい者が5人となっております。支給決定を行う前に、就労定着支援事業所から半年間の支援記録を提出してもらいますが、自分の思い(要望)が伝えられないケースが多く、就労先とのズレが見受けられます。関係性の構築が重要であると考えます。

成果目標5 『障がい児支援の提供体制の整備等』	
数値目標① 児童発達支援センターの設置について	
No.1	回答
こども療育センターの役割は大きいと思います。子どもに障がいがあるとわかった時、ほぼ皆さんがここを訪れるからです。初めの窓口ということで、子どもを正しく知るために各種検査を行ったり、家庭環境なども理解し、得たデータを適切に保存して、保護者の子育てに良いアドバイスを行っていただきたいです。また関係機関との連携を大事にして、個々に合ったところに繋いで行っていただきたいと思います。	貴重なご意見として、参考にさせていただきます。
No.2	回答
「成果目標⑤:障がい児支援の提供体制の整備等」については、具体的な数値目標がないため、その成果を必ずしも客観的に評価できないと思います。例えば、「必要に応じて連携会議等の開催によってネットワーク作り…」とありますが、将来的には、ネットワークが障がい児や親のニーズ充足や療育の効果にどう結びついたのか、の検証があるとよいのではないのでしょうか。	貴重なご意見として、参考にさせていただきます。

成果目標5 『障がい児支援の提供体制の整備等』	
数値目標② 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築について	
No.1	回答
小さい頃から専門的な療育を受けることは大事です。日常関わる保育士にとっても、適切な指導法がわかると、保育の助けになるので、特別支援教育の現場教師の訪問支援はぜひ進めていただきたいです。	-
No.2	回答
体制は構築されている中で、実数の増減だけでなく、体制の質的評価として連携により効果的に機能した内容を報告していただくとうわかりやすい。	貴重なご意見として、参考にさせていただきます。
No.3	回答
<ul style="list-style-type: none"> 当該事業の充実と、それ以上に市内小中学校における放課後児童クラブにおける地域の障害児受け入れは、共生社会を見据えた時にとても重要なものとなる。 これらは、障害福祉課ではなく、児童福祉担当部局が「子どもは子ども」として、どこまで本気で取り組んでいくかが問われているように思う。 	貴重なご意見として、参考にさせていただきます。

第1回加古川市障害者施策推進協議会
意見回答票

【資料1】

成果目標5 『障がい児支援の提供体制の整備等』		
数値目標③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について		
No.1		回答
	児童発達支援事業所の1つが令和2年5月末で閉鎖となったり、子ども療育センターの受け入れが昨年までは週5日だったが、令和2年度より週3日となったため就学前の重症心身障害児の受け入れ先が減少したため、行き場を失っている子供が多くなっている。	-
No.2		回答
	加古川でも重心の子どもさんを支援する放課後デイの事業所が出来始め、保護者の負担が少しでも軽減されていく様子に、ほっとしています。お母さんたちも活動にも意欲的に参加しようという動きがみられます。対応の困難な方もぜひ受け入れていただきたいし、市からの応援ももっと行っていただきたい事業です。	-
成果目標5 『障がい児支援の提供体制の整備等』		
数値目標④ 医療的ケア児支援の協議の場の設置について		
No.1		回答
	協議の場が設置され、実態把握が進んだが、次はそこで出された課題解決のための具体的プロセスを確認、実行することが必要である。	貴重なご意見として、参考にさせていただきます。
No.2		回答
	子育てを担う保護者、特にお母さんが、ゆっくりと寝る間もなく、我が身を忘れて休みなく動き続けている現実があります。孤立しないように、また時には休めるように、必要な施策を早急に協議すべきだと思います。	自立支援協議会内の「こども専門部会」にて、相談体制の再検討、短期入所のスムーズな利用に繋がるように協議、検討してまいります。

令和2年度第1回加古川市障害者施策推進協議会 アンケート調査票意見

アンケート調査票		
意見1	該当箇所	—
	内容	全体を通して、ルビの有無を選べるようにできれば回答しやすいのではないかと。
意見2	該当箇所	基本方針の見直しについて
	内容	・障害のある人の地域生活における具体的課題を明確に示すほうが良い ・重心児の移動に関することを示さなくてよいか
意見3	該当箇所	問22
	内容	“暮らし”の場所ではないので、「6 病院などへ入院したい。」は削除していただきたい。
意見4	該当箇所	—
	内容	質問の追加が可能であれば、以下の2点を知りたい。 ・災害時避難行動要支援者登録の文書が市から送られてきたか ・町内会役員や民生委員が訪問し、個別避難支援計画について話し合ったことがある
意見5	該当箇所	問3
	内容	最近、性別を問う際に「男性」「女性」「その他」という選択肢を用意する動きもあります(LGBTの方への配慮として)。障害福祉に関するアンケート調査だけの課題ではなく、市が行う調査全般に関わることで、市としても課題として検討して頂くとよいと思います。
意見6	該当箇所	問5
	内容	「あなたと暮らしている人はどなたですか？」という問いに対して、「グループホーム／福祉施設に入所している」という選択肢の文言は、やや違和感があります。
意見7	該当箇所	問9、13
	内容	「問9で「高次脳機能障害」の選択肢があり、問13に「高次脳機能障害として診断されたことがありますか」という質問があります。「問9で「6」に○がついた人は、当然「問13」で「ある」と回答するはずですが、稀に矛盾した回答をする方がおられます。「問9」では「診断を受けた」という表現がないため、「問9」の下の「高次脳機能障害」の説明を読んで「当てはまる」と判断したけれど、「問13」では「診断を受けていない」ために「ない」と回答するような場合です。これは「問9」の「発達障害」と「問12」の「発達障害の診断」にも共通して言えることかと思えます。 調査の意図として、『「診断を受けている人」と「診断は受けていないが、その障害があると思う／そうじゃないかと言われたことがある人」を明確に区別することは考えていない』ということなら、このままでよいと思います。 アンケート調査における文言の選び方の難しさですね。
意見8	該当箇所	問20
	内容	「地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか」の質問は、「あなたが地域で生活するために・・・」という意味でしょうか？「あなたが・・・」という文言がないと、一般論で答える人が出てくる可能性が考えられます。自分自身について答えて頂きたいということなら「あなたが地域で・・・」とした方が、誤解がなくてよいと思います。 また、選択肢「6. 経済的な負担」とありますが、「どのような支援があれば」ですので、ここは「6. 経済的な支援(または援助)」の方がよいと思います。

意見9	該当箇所	問26
	内容	「問26」の外出目的を問う質問で、「7. グループ活動に参加」とありますが、具体的にどのような活動を想定されていますか？個人で趣味やスポーツのために出かけるのではなく、自治会活動や当事者活動などを意図していますか？「グループ活動」でイメージするものは、人によって違うかもしれません。
意見10	該当箇所	問28
	内容	「問28」の日中の主な過ごし方で「6. リハビリテーションを受けている」という選択肢がありますが、「5. 病院などのデイケアに通っている」とはどのように区別したらよいでしょうか？「リハビリテーションを受けている」というのは、訪問リハビリを利用しているという意味でしょうか。「○は1つだけ」とあるので、回答に迷う人が出てくるかもしれません。
意見11	該当箇所	問31
	内容	「問31」で就労についての要望の選択肢として「8. 通勤するときのサポートをしてほしい」というのは、例えばガイドヘルパーを使えるようにしてほしいというような要望を想定していますか？実際、そういうお声をよく伺います。もしそういうことなら「ガイドヘルパーなどのサポートが欲しい」と表現した方が、ニーズを確実に把握できるような気がします。
意見12	該当箇所	問37
	内容	「問37」悩みの相談相手や情報源の選択肢で「5. 施設の指導員など」とありますが、今は「指導員」という職種は限定的で、むしろ「支援員」の方がより一般的だと思います。 また、「9. 病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」とありますが、これらの2つは全く異なる法的根拠・機関・職種・役割なので、分ける必要があると思います。「問38」の情報源の選択肢「8」も同様です。
意見13	該当箇所	問10
	内容	・療育手帳の等級に「その他()」は不要か 他県からの転入等の場合、兵庫県とは区分等が異なる場合があるのでは
意見14	該当箇所	問23
	内容	・選択肢で「8. 施設・病院の支援の方が手厚いから」等の積極的な理由があるか否かを知りたい。(消極的理由や消去法からの施設・病院志向であれば、一層の地域生活移行・拠点整備が望ましいため)
意見15	該当箇所	問27
	内容	・選択肢に「自分の意見や思いが伝わりにくい、わかってもらえない」等は不要か